

令和2年2月17日

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課 成松 英範殿
東京都 福祉保健局 少子社会対策部 部長殿

上申書

平素は養子縁組支援事業につきまして、多大なるご理解とお力添えを頂きまして誠にありがとうございます。

私たちは、養子縁組あっせん機関として東京都より許可を受けた団体です。「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下、あっせん法）」により許可団体は法に倣い、適正な運営を行っているところですが、一方、未許可の団体も「許可申請済、移行期間中」という身分にて縁組委託事業を行っています。

私たちはこの団体について相談を受けることがあり、その中では「許可申請済であり、移行期間中はあっせん法が適応されず、自由な養子縁組が可能」との発言があったとも聞きました（詳細は、添付の相談事例をご参照ください）。上記の発言が事実だとすれば、児童の最善の利益に鑑みて適切なあっせんが行われない可能性も生じます。

あっせん法が施行されてからまもなく2年になりますが、「未許可団体」と「許可団体」の違いについて周知が十分ではなく、現場では医療保健関係者や養親希望者などが混乱している状況が見受けられます。つきましては、あっせん事業者の許可・不許可の決定に関し、早急かつ適切にご対応くださいますよう、ここに要望する所存です。

以上

認定特定非営利活動法人 環の会（許可番号:30 福保子育第 1674 号）
一般社団法人 アクロスジャパン（許可番号:30 福保子育第 1976 号）
特定非営利活動法人 フローレンス（許可番号:30 福保子育第 2541 号）
社会福祉法人 日本国際社会事業団（許可番号:30 福保子育第 2556 号）